

令和8年4月28日(火)



2025年4月から保護者の負担軽減を目的とした「子ども医療費助成制度」が大きく変わりました。

今までは自己負担分を医療機関の窓口で支払い、数カ月後に指定した口座に還付される方式(自動償還払い方式)でしたが、窓口での支払いなしで治療が受けられる方式(現物給付方式)に変わりました。子どもの急な病気やけがの際も、お金の心配なく治療を受けられるのは子育て世帯にとって嬉しいことです。

一方、この制度改善により、学校現場では変化も生じています。学校には以前からその管理下だけが

# 事故発生後も10年間保障

## 災害共済給付制度



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付Web

などが生じた場合、治療費を保護者に代わって負担する「災害共済給付制度」があります。管理下とは、学校の中だけでなく、通学途中や遠足、修学旅行中も含まれます。障害などが残った場合は、程度に応じて見舞金も支払われま

す。

医療費の助成により窓口での支払いがなくなったことで、共済制度に加入しない保護者が始めています。共済の掛け金に加え、同制度では窓口でいったん自己負担の支払いもあるため、保護者の考えも理解できます。しかし、最終的に還付される金額は窓口で支払った額に1割を加えて戻ってきます。

現在、鹿児島県の子ども医療費助成制度は、各市町村で就学前から高校終了までと対象はバラバラです。症状が出た年齢が対象から外れている場合は、自己負担が生じます。

一方、災害共済給付制度は事故発生時から10年間は保障され、ほとんどのケースはカバーされます。歯のけがの場合、何年も経過したのちに症状が出てくることもあります。お守り代わりに制度への加入継続を検討していただけばと思います。

(学校歯科医・坪水良平)